

十九 平成10年改正法令による経過措置に係る取扱い

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	第21章 平成10年改正法令による経過措置に係る取扱い
(廃 止)	第 1 節 割賦販売等
(廃 止)	<u>(賦 払 の 方 法)</u>
	<p>21 1 1 <u>法人税法等の一部を改正する法律（平成10年法律第24号）による改正前の法人税法（以下この章において「旧法」という。）第62条第2項《割賦販売等の要件》に規定する「月賦、年賦その他の賦払の方法」とは、対価の額につき支払を受けるべき金額の支払期日（以下この節において「履行期日」という。）が頭金の履行期日を除き、月、年等年以下の期間を単位としておおむね規則的に到来し、かつ、それぞれの履行期日において支払を受けるべき金額が相手方との当初の契約において具体的に確定している場合におけるその賦払の方法をいう。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(定 型 的 に 定 め た 約 款 に 基 づ く 販 売 の 意 義)</u></p> <p>21 1 2 <u>旧法第62条第2項《割賦販売等の要件》に規定する「定型的に定めた約款に基づき行われる販売又は提供」とは、賦払金の額、履行期日、支払の方法等の販売又は役務の提供の条件が一定の型式に従って合理的に定められている契約条項によって、多数の者に対し普遍的に販売又は提供することとされている場合のその販売又は役務の提供をいう。</u></p> <p><u>(注) 賦払金の額が合理的に定められていることとは、例えば、頭金、ボーナス時期等における賦払金を除き、各履行期における賦払金がおおむね均等であり又は逡減若しくは逡増している場合がこれに該当する。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃止)</p>	<p><u>(割賦損益の計算の基礎となる販売手数料等の範囲)</u></p> <p>21 1 3 <u>平成10年改正令(法人税法施行令の一部を改正する政令(平成10年政令第105号)をいう。以下この章において同じ。)による改正前の法人税法施行令(以下この章において「旧令」という。)第119条(割賦基準の方法)に規定する販売手数料(役務の提供に要した手数料を含む。以下この章において同じ。)には、法人が外部に支払う販売手数料のほか、当該法人の使用人たる外交員等に対して支払う歩合給、手数料等で所得税法第204条(源泉徴収義務)に規定する報酬等に該当するものも含まれるが、その支払うべき手数料の額が賦払金の回収の都度その回収高に応じて確定することとなっている場合(頭金又は一定回数までの賦払金の回収を条件として手数料の額が確定することとなっている場合を除く。)における当該手数料を含まないものとする。</u></p> <p><u>(注) この取扱いにより割賦損益の計算の基礎となる販売手数料に含めない手数料の額は、その額が確定する都度その確定した日の属する事業年度の損金の額に算入するのであるから留意する。</u></p> <p><u>(販売手数料の控除)</u></p> <p>21 1 4 <u>割賦販売等に係る販売手数料の額が頭金若しくは一定回数までの賦払金が回収されることを条件として確定し、又は販売数量等に応じて逡増することとなっている等のため、当該事業年度前の各事業年度においてした割賦販売等に係る販売手数料につき、当該事業年度においてその支払うべきことが確定し、又は既に支払った販売手数料の額が増加した場合には、その確定し又は増加した販売手数料の額は、当該事業年度において割賦販売等をした棚卸資産又は役務の提供の対価の額から控除して当該割賦販売等に係る利益の額を計算することができる。</u></p>

(廃 止)

(割賦基準の計算単位)

21 1 5 旧令第119条《割賦基準の方法》の規定による割賦基準の方法による収益の額及び費用の額の計算は、原則としてその割賦販売等をした棚卸資産又は役務ごとに行うのであるが、法人が継続して差益率のおおむね同じものごとその他合理的な区分ごと一括してその計算を行っている場合には、これを認める。

(廃 止)

(時価以上の価額で資産を下取りした場合の対価の額)

21 1 6 法人が棚卸資産の割賦販売等をするに当たり、頭金等として相手方の有する資産を下取りした場合において、当該資産につきその取得の時における価額を超える価額を取得価額としているときは、その超える部分の金額については取得価額に含めないものとし、その割賦販売等をした棚卸資産については、その超える部分の金額に相当する値引きをして販売したものと取り扱う。

(廃 止)

(履行期日前に受領した手形)

21 1 7 割賦販売等をした棚卸資産又は役務の提供の賦払金のうち当該事業年度後に履行期日の到来するものについて法人が手形を受領した場合には、その受領した手形の金額は、旧令第119条第2号《その事業年度に支払期日の到来する賦払金》に規定する「支払を受けた金額」には含まれない。

(廃 止)

(賦払金の支払遅延等により販売した棚卸資産を取り戻した場合の処理)

21 1 8 法人が棚卸資産を割賦販売した後において、相手方の代金の支払遅延等の理由により契約を解除して割賦期間の中途において当該販売した棚卸資産を取り戻した場合には、原則としてその棚卸資産を取り戻した日の属する事業年度において、まだ支払の行われていない賦払金の額の合計額から当該金額のうちに含まれる割賦損益を除外した金額をもって資産に計上する

改 正 後	改 正 前
	<p>ものとするが、法人が当該合計額又はその棚卸資産を取り戻した時における処分見込価額をもって資産に計上したときは、その計算を認めるものとする。</p>
(廃止)	<p style="text-align: center;">第2節 貸倒引当金</p>
(廃止)	<p style="text-align: center;">第1款 実績率により繰入限度額を計算する場合の取扱い</p>
(廃止)	<p>(債権償却特別勘定を設けている場合の貸金の額)</p>
	<p>21 2 1 法人が平成10年4月1日前に開始した各事業年度で債権償却特別勘定(平成10年改正通達(平10年6月23日付課法2 7「法人税基本通達等の一部改正について」通達をいう。以下21 2 4において同じ。)による改正前の9 6 4から9 6 8まで《債権償却特別勘定》により設定された債権償却特別勘定をいう。以下この節において同じ。)を設けている場合には、旧令第97条第2項第1号(貸倒引当金勘定への繰入限度額)の規定の例により計算する場合における旧法第52条第1項《貸倒引当金》に規定する貸金の額は、当該事業年度終了の時における貸金の額から当該債権償却特別勘定の金額に相当する金額を控除した金額によることに留意する。</p>
(廃止)	<p>(実績率により繰入限度額を計算する場合の貸金の額)</p>
	<p>21 2 2 旧令第97条第2項第1号(実績率による貸倒引当金勘定への繰入限度額)に規定する貸金は、貸倒引当金の繰入れの対象となる貸金をいうのであるから、次のことについては、それぞれ次のことに留意する。</p> <p>(1) 例えば、11 2 18に掲げる債権、海外投資等損失準備金の積立ての対象としている措置法第55条第4項第1号(海外投資等損失準備金)に規定する特定債権等のように、貸倒引当金の繰入れの対象とならない債権は貸</p>

金に含まれない。

- (2) 当該事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度のうちに、貸倒引当金の計算上、実質的に債権とみられないものの額の計算につき旧令第96条第2項《実質的に債権とみられないものの簡便計算》の規定を適用しているものがある場合には、旧令第97条第2項第1号に規定する各事業年度終了の時における貸金のうち当該適用している事業年度に係るものについても、旧令第96条第2項の規定を適用したところによる。

(廃止)

(貸倒損失の範囲 貸金に該当しない債権の貸倒損失)

- 21 2 3 旧令第97条第2項第2号《実績率による貸倒引当金勘定への繰入限度額》に規定する貸金の貸倒れによる損失の額は、貸倒引当金の繰入れの対象となる貸金の貸倒れによる損失の額に限られるのであるから、21 2 2の(1)に定める貸倒引当金の繰入れの対象とならない債権の貸倒れによる損失の額は、これに含まれないことに留意する。

(廃止)

(貸倒損失の範囲 債権償却特別勘定の繰入額)

- 21 2 4 旧令第97条第2項第2号《実績率による貸倒引当金勘定への繰入限度額》に規定する貸金の貸倒れによる損失の額には、債権償却特別勘定に繰り入れた金額を含むものとする。

(注) 債権償却特別勘定を設けている貸金について貸倒れが生じた場合には、その貸倒れによる損失の額から平成10年改正通達による改正前の9 6 10の(2)《債権償却特別勘定の取崩し》により取り崩して益金の額に算入した債権償却特別勘定の金額に相当する金額を控除した金額が、同号に規定する貸金の貸倒れによる損失の額となる。

(廃止)

(旧債権償却特別勘定の取扱い)

- 21 2 5 法人が、平成10年4月1日以後最初に開始する事業年度の直前の

改 正 後	改 正 前
<p>(廃止)</p>	<p><u>事業年度終了の日において債権償却特別勘定の金額を有している場合には、当該最初に開始する事業年度において、その全額を取り崩して益金の額に算入するものとする。</u></p> <p><u>(旧債権償却特別勘定に係る貸倒実績率の計算)</u></p> <p><u>21 2 6 法人が平成10年改正令附則第9条第1項の規定の適用を受ける場合において、平成10年4月1日以後最初に開始する事業年度の旧令第97条第2項第2号《実績率による貸倒引当金勘定への繰入限度額》の規定の例により計算した金額は、当該最初に開始する事業年度における法人税法施行令の一部を改正する政令（平成13年政令第135号）による改正前の法人税法施行令第96条第2項第2号口に掲げる金額から当該事業年度において21 2 5の取扱いにより取り崩して益金の額に算入した債権償却特別勘定の金額（当該事業年度において法人税法等の一部を改正する法律（平成13年法律第6号）による改正前の法人税法第52条第1項第1号《貸倒引当金》に掲げる金額の計算の基礎となった売掛債権等に係るものに限る。）を控除した金額を21 2 4に定める債権償却特別勘定に繰り入れた金額に相当するものとして計算するものとする。</u></p>
<p>(廃止)</p>	<p><u>(実質的に債権とみられないもの)</u></p> <p><u>21 2 7 旧令第97条第2項第1号《貸倒引当金勘定への繰入限度額》の規定の例により計算する場合における旧令第96条第1項《貸倒引当金に係る貸金から控除される債権》に規定する「当該債権に係る債務者から受け入れた金額があるため実質的に債権とみられないもの」には、債務者から受け入れた金額がその債務者に対し有する債権と相殺適状にあるものだけでなく、債権と相殺的な性格をもつもの及びその債務者と相互に融資しているもの等で</u></p>

ある場合のその債務者から受け入れた金額に相当する債権も含まれるのであるから、次に掲げるような金額はこれに該当する。

- (1) 同一人に対する売掛金又は受取手形と買掛金又は支払手形がある場合のその売掛金又は受取手形の内買掛金又は支払手形の内金額に相当する金額
- (2) 同一人に対する売掛金又は受取手形と買掛金がある場合において、当該買掛金の支払のために他から取得した受取手形を裏書譲渡したときのその売掛金又は受取手形の内当該裏書譲渡した手形（支払期日の到来していないものに限る。）の内金額に相当する金額
- (3) 同一人に対する売掛金とその者から受け入れた営業に係る保証金がある場合のその売掛金の内保証金の内金額に相当する金額
- (4) 同一人に対する売掛金とその者から受け入れた借入金がある場合のその売掛金の内借入金の内金額に相当する金額
- (5) 同一人に対する完成工事の未収金とその者から受け入れた未成工事に対する受入金がある場合のその未収金の内受入金の内金額に相当する金額
- (6) 同一人に対する貸付金と買掛金がある場合のその貸付金の内買掛金の内金額に相当する金額
- (7) 使用人に対する貸付金とその使用人から受け入れた預り金がある場合のその貸付金の内預り金の内金額に相当する金額
- (8) 専ら融資を受ける手段として他から受取手形を取得し、その見合いとして借入金を計上した場合又は支払手形を振り出した場合のその受取手形の内借入金又は支払手形の内金額に相当する金額
- (9) 同一人に対する未収地代家賃とその者から受け入れた敷金がある場合のその未収地代家賃の内敷金の内金額に相当する金額

（ 廃 止 ）

（実質的に債権とみられないものの簡便計算）

21 2 8 旧令第97条第2項第1号《貸倒引当金勘定への繰入限度額》の規

改 正 後	改 正 前
	<p data-bbox="1162 236 2007 411"><u>定の例により計算する場合における旧令第96条第2項（実質的に債権とみられないものの簡便計算）の規定は、昭和55年4月1日から昭和57年3月31日までの期間内に開始した各事業年度において貸倒引当金を設けていたかどうかに関係なく適用があることに留意する。</u></p> <p data-bbox="1227 483 1921 512">第2款 法定繰入率により繰入限度額を計算する場合の取扱い</p> <p data-bbox="1144 584 2007 759"><u>（実質的に債権とみられないもの）</u> 21 2 9 21 2 7及び21 2 8は、平成10年改正令附則第9条第3項（貸倒引当金に係る金銭債権から除外される債権）及び第4項（実質的に債権とみられないものの簡便計算）の規定を適用する場合について準用する。</p> <p data-bbox="1144 831 2007 1310"><u>（適用事業区分）</u> 21 2 10 法人の営む事業が平成10年改正令附則第9条第5項（法定繰入率）に掲げる事業のうちいずれの事業に該当するかは、別に定めるものを除き、おおむね日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として判定する。 （注）1 自動車販売業において、業務用に主として使用される自動車の販売は原則的には卸売業に該当するが、この自動車の販売であっても1取引が少量又は少額である場合には、その販売の事業は小売業に分類しても差し支えない。 2 木材市場を営む法人で実質的に買取販売を行っていると認められるものは、「卸売業及び小売業」を営んでいるものとして判定する。</p> <p data-bbox="1144 1382 2007 1457"><u>（主たる事業の判定基準）</u> 21 2 11 法人が平成10年改正令附則第9条第5項（法定繰入率）に掲げる</p>

事業の2以上を兼営している場合における貸倒引当金勘定への繰入限度額は、主たる事業について定められている割合により計算し、それぞれの事業ごとに区分して計算するのではないことに留意する。この場合において、いずれの事業が主たる事業であるかは、それぞれの事業に属する収入金額又は所得金額の状況、使用人の数等事業の規模を表わす事実、経常的な金銭債権の多寡等を総合的に勘案して判定する。

(注) 法人が2以上の事業を兼営している場合に、当該2以上の事業のうち一の事業を主たる事業として判定したときは、その判定の基礎となった事実に著しい変動がない限り、継続して当該一の事業を主たる事業とすることができる。

(廃止)

(いわゆる製造問屋の繰入率)

21 2 12 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品として販売するいわゆる製造問屋の事業は、平成10年改正令附則第9条第5項《法定繰入率》の製造業に該当する。

(廃止)

第3節 賞与引当金

(廃止)

(使用人等の範囲)

21 3 1 法人がいわゆるパートタイマー又は臨時雇等の身分で雇用している者であっても、その雇用関係が継続的なものであって、他の使用人と同様に賞与の支給の対象としている者は、旧令第103条第1項《賞与引当金勘定への繰入限度額》に規定する使用人等を含めることができるものとする。

(廃止)

(支給した賞与の額)

21 3 2 旧令第103条第1項及び第2項《賞与引当金勘定への繰入限度額》の「支給した賞与の額」には、令第134条の2第1号又は第2号《使用人賞

改 正 後	改 正 前
	<p><u>与の損金算入時期》の規定により損金の額に算入された未払賞与の額もこれに含まれることに留意する。</u></p> <p>(廃止) <u>(冬期燃料手当等の一括支給)</u></p> <p><u>21 3 3 法人がその使用人等に対し冬期間に支給すべき燃料手当等を一括して支給した場合においても、当該一括して支給した金額については、継続して旧令第103条第1項及び第2項《賞与引当金勘定への繰入限度額》の「支給した賞与の額」に含めないことができる。</u></p> <p>(廃止) <u>(在職使用人等の数)</u></p> <p><u>21 3 4 法人が旧令第103条第1項及び第2項《賞与引当金勘定への繰入限度額》の規定を適用する場合において、例えば、長期欠勤者で賞与の支給の対象としない者をこれらの項のその支給の日において在職した使用人等の数及び当該事業年度終了の日に在職する使用人等の数のいずれにも含めない等使用人等の数の計算につき同一の基準によっているときは、これを認める。</u></p> <p><u>(注) 当該事業年度終了の日までに退職した者がある場合において、法人が同日後到来する賞与の支給時期に当該者にも賞与を支給することとしているときは、その者を当該事業年度終了の時において在職する使用人等に含めることができるものとする。</u></p> <p>(廃止) <u>(新入社員がある場合の前一年間の一人当たり賞与支給額等の計算)</u></p> <p><u>21 3 5 法人が、新たに入社した使用人等(以下21 3 5において「新入社員」という。)に対し、その入社後最初に到来する賞与の支給時期に少額の賞与(その支給率が当該支給時期において当該新入社員以外の使用人等に対して支給した賞与の平均支給率のおおむね20%以内であるものに限る。)</u></p>

を支給した場合には、当該賞与の額及び当該新入社員の数を含めないところにより旧令第103条第1項第1号《賞与引当金勘定への繰入限度額》に規定する「前一年間の一人当たり賞与支給額」並びに同項第2号及び同条第2項第2号に規定する「計算した金額」の計算をすることができるものとする。

(廃止)

（支給対象期間を定めた賞与の支給規程の適用を受ける者と受けない者がある場合の繰入限度額）

21 3 6 使用人等のうちに支給対象期間を定めた賞与の支給に関する規程の適用を受ける者と受けない者がある場合には、賞与引当金勘定への繰入限度額は、そのそれぞれにつき旧令第103条第1項又は第2項《賞与引当金勘定への繰入限度額》の規定により計算することができる。

(廃止)

（賞与の支給に関する規程）

21 3 7 旧令第103条第2項《支給対象期間基準による繰入限度額》に規定する「賞与の支給に関する規程」とは、賞与を支給する場合のその受給資格、支給の対象とする期間、支給時期等賞与の支給に関し一連の条項を定めた規則で、継続して適用されるものをいう。

(廃止)

（支給対象期間を定めていること）

21 3 8 旧令第103条第2項《支給対象期間基準による繰入限度額》に規定する「支給対象期間を定めている」とは、賞与の支給に関する規程において使用人等に支給すべき賞与の額の計算の基礎とすべき期間を具体的に定めていることをいう。

(廃止)

（支給対象期間の定めと適用事業年度との関係）

21 3 9 旧令第103条第2項《支給対象期間基準による繰入限度額》の賞与の支給に関する規程における支給対象期間の定めは、同項の規定を適用し

改 正 後	改 正 前
	<p><u>ようとする事業年度終了の日までに定めなければならない。この場合において、法人が支給対象期間を定めたときは、その支給対象期間が以前からあったものとして同項の規定を適用する。</u></p> <p>(廃止) <u>(支給対象期間のうち当該事業年度に係るものに対応する額の計算)</u></p> <p>21 3 10 <u>旧令第103条第2項第2号(当期分1人当たり賞与支給額)の「支給対象期間のうち当該事業年度に係るものに対応する額」は、当該支給対象期間に係る賞与の額(当該事業年度終了の時に在職する使用人等に支給した額に限る。)に当該支給対象期間の月数にうち占める当該支給対象期間のうち当該事業年度に含まれる期間の月数の割合を乗じて計算した額とすることができる。この場合の月数は、暦に従って計算するものとし、1月未満の端数は、継続適用を条件にこれを切り捨てる。</u></p> <p>(廃止) <u>(支給対象期間が重複して定められている場合の支給対象期間)</u></p> <p>21 3 11 <u>法人が、その賞与の支給に関する規程において、6か月ごとの支給対象期間に基づいていわゆる盆、暮に賞与を支給するほか、事業年度の期間である1年を支給対象期間とする決算賞与を支給することとしているような場合には、当該規程に定めるそれぞれの支給対象期間を基礎として賞与引当金の繰入限度額を計算する。ただし、例えば盆の賞与の支給対象期間の全期間を暮の賞与の支給対象期間に含めることとしているような場合には、暮の賞与の支給対象期間は盆の賞与の支給対象期間終了の日の翌日に開始したのものとして取り扱う。</u></p> <p>(廃止) <u>(賞与の支給対象期間の途中で支給した賞与がある場合の繰入限度額の計算)</u></p> <p>21 3 12 <u>法人が、例えば、1年の期間を支給対象期間として定めている場</u></p>

(廃 止)

合においてその6月目に賞与を支給したときのように、賞与の支給に関する規程で定めた支給対象期間の中途において当該支給対象期間に係る賞与の一部を支給した場合における旧令第103条第2項第2号《当期分1人当たり賞与支給額》に規定する金額の計算については、当該支給対象期間の開始の日からその中途において支給する賞与の支給期日（労働組合との協定等により当該賞与の計算の基礎とする期間が明確に定められているときは、当該期間の末日）までの期間を当該賞与に係る支給対象期間とし、当該支給期日の翌日から賞与の支給に関する規程に定めた支給対象期間の末日までの期間を当該規程に基づき支給する賞与の支給対象期間として取り扱う。

注 賞与の支給対象期間の末日前おおむね20日以内にその支給対象期間に係る賞与を支給している場合には、支給対象期間の中途において支給したものとしない。

（臨時賞与の支給対象期間）

21 3 13 法人が賞与の支給に関する規程においてあらかじめ定めた支給期日に通常の賞与を支給するほか、他の期日に、例えば創立何周年記念賞与等として支給した賞与（以下21 3 15において「臨時賞与」という。）がある場合には、旧令第103条第2項第2号《当期分1人当たり賞与支給額》の規定の適用については、21 3 15の適用がある場合を除き、あらかじめ定めた賞与の支給期日に係る支給対象期間について賞与を支給したものと取り扱う。

(廃 止)

（新入社員の支給対象期間の特例）

21 3 14 法人が当該事業年度においてその使用人等に支給した賞与の額（当該事業年度終了の時に在職する使用人等に支給した賞与の額に限る。）のうち、その賞与に係る支給対象期間の中途又は終了の日後に入社した使用人等に支給したものがある場合には、旧令第103条第2項第2号《当期分1

改 正 後	改 正 前
<p>(廃止)</p> <p>(廃止)</p>	<p>人当たり賞与支給額》の規定の適用については、次による。</p> <p>(1) その賞与が支給対象期間の中途に入社した使用人等に対し、その支給対象期間のうち入社後の期間に係るものとして支給されたものであっても、その使用人等は当該支給対象期間の全期間を通じて在職していたものとして同号の「支給対象期間のうち当該事業年度に係るものに対応する額」を計算することができる。</p> <p>(2) その賞与が支給対象期間終了後に入社した使用人等に対して当該支給対象期間に係るものとして支給されたものである場合には、その賞与の額は、同号の「支給対象期間のうち当該事業年度に係るものに対応する額」に含めないことができる。</p> <p>(臨時賞与を支給した場合の繰入限度額の特例)</p> <p>21 3 15 法人が当該事業年度終了の日以前1年間に臨時賞与を支給した場合の当該事業年度に係る旧令第103条第1項各号(暦年基準による繰入限度額)又は同条第2項各号(支給対象期間基準による繰入限度額)の金額の計算については、当該臨時賞与の支給がなかったものとしてその計算をすることができる。ただし、当該臨時賞与をその計算の基礎に含めることとした場合に影響を及ぼすこととなる各事業年度のうちにこの取扱いを適用しなかった事業年度がある場合には、この限りでない。</p> <p>(注) いわゆる決算賞与であっても、既往の実績等からみてその支給されることが常態となっているものは、この場合の臨時賞与に該当しない。</p> <p>(出向者に係る賞与引当金の計算)</p> <p>21 3 16 出向元法人が出向者に対して支給する賞与の額の全部又は一部を出向先法人に負担させることとしている場合又は出向者に対して賞与の較差</p>

補てんとして支給する金額がある場合には、出向元法人及び出向先法人においては、その出向者につきその出向者が支給を受ける賞与の額のうちそれぞれの法人が負担する部分の金額を基礎として旧法第54条《賞与引当金》の規定を適用することができる。この場合において、次のことについてはそれぞれ次による。

(1) 旧令第103条第2項《支給対象期間基準による繰入限度額》の規定により繰入限度額を計算する場合における当該出向者に係る賞与の支給対象期間は、それぞれの法人が負担する部分の金額のその負担の基礎とする支給対象期間による。

(2) 出向先法人が出向元法人に対して支出する賞与に係る負担金の額については、出向元法人が当該負担金に係る出向者に対して賞与を支給した時に、出向先法人が賞与として支給したものとす。ただし、出向先法人が継続して当該負担金の額を支出した時に賞与を支給したものと計算している場合には、これを認める。

(廃 止)

(使用人の大部分が転籍者である場合の賞与の支給実績)

21 3 17 一の事業所を分離して新会社を設立し、その事業所に勤務する使用人等を新会社に転籍させた場合のように、法人の使用人等の大部分が他の法人からの転籍者である場合には、当該他の法人が当該転籍者に支給した賞与の額につき当該法人が支給した賞与であるものとして旧令第103条第1項及び第2項《賞与引当金勘定への繰入限度額》の「支給した賞与の額」を計算することができるものとする。

(廃 止)

第4節 削除

(廃 止)

21 4 1 削除

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<u>21 4 2</u> 削除
(廃止)	<u>21 4 3</u> 削除
(廃止)	<u>21 4 4</u> 削除
(廃止)	<u>21 4 5</u> 削除
(廃止)	<u>21 4 6</u> 削除
(廃止)	第5節 製品保証等引当金
(廃止)	<u>(建設業の意義)</u>
(廃止)	<u>21 5 1</u> 旧法第56条の2第1項(製品保証等引当金)に規定する建設業とは、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第2項(定義)に規定する建設業をいう。
(廃止)	<u>(対象法人の範囲)</u>
(廃止)	<u>21 5 2</u> 旧法第56条の2第1項(製品保証等引当金)の規定は、法人が同項の建設業又は政令で定める製造業を主たる事業として営んでいるかどうかを問わず適用があることに留意する。
(廃止)	<u>(製造業を営む法人の行う据付工事)</u>
(廃止)	<u>21 5 3</u> 機械設備等の製造業を営む法人が、その製造した機械設備等を販売したことに伴いその据付工事を行った場合において、2 1 10(機械設

備等の販売に伴い据付工事を行った場合の収益の帰属時期の特例》によりその据付工事に係る対価の額と機械設備等に係る販売代金の額とを区分してその収益計上をしているときは、旧法第56条の2第1項《製品保証等引当金》の規定の適用上、当該据付工事は同項に規定する請負に該当するものとすることができる。

(廃止)

(船舶の製造に該当する修理)

21 5 4 船舶の製造業を営む法人が次に掲げる事項のいずれかの変更を生ずる船舶の修理を行う場合には、当該船舶の修理については、船舶の製造に該当するものとして旧法第56条の2《製品保証等引当金》の規定を適用することができる。

- (1) 主機関の種類、数又は連続最大出力
- (2) 長さ、幅又は深さ
- (3) 旅客船、貨客船、貨物船、油送船、特殊貨物船又は母船式漁業における母船の用途の別

(廃止)

(自動車の範囲)

21 5 5 旧令第113条の2第1項第2号《自動車の製造業》に規定する自動車とは、耐用年数省令別表第一において自動車(二輪又は三輪自動車並びに特殊自動車及び乗合自動車を含む。)として区分されているものとし、フォークリフトのように自走能力を有するものであっても自動車に区分されていないものは、これに含まないことに留意する。

(廃止)

(走行距離による保証期間)

21 5 6 旧令第113条の2第2項第2号《製品保証等引当金勘定を設定することができる法人》に規定する要件のうち自動車に係る保証条件については、走行距離が2万キロメートル又はこれを超える一定の距離に達するまで

改 正 後	改 正 前
	<p><u>の間無償で補修すべきことのみを定めている場合においても、同号の規定に該当するものとするが、1年に満たない期間と一定の走行距離に達するまでの期間とのいずれか早く経過する期間無償で補修することを定めている場合には、その走行距離が2万キロメートル以上であっても、同号の要件に該当しないことに留意する。</u></p> <p>(廃止) <u>(ファクシミリ装置の範囲)</u> 21 5 7 旧令第113条の2第1項第3号《ファクシミリ装置の製造業》に規定するファクシミリ装置には、ファクシミリ専用の同報装置、画像蓄積装置及び回線自動切替装置が含まれる。</p> <p>(廃止) <u>(電気冷蔵庫の範囲)</u> 21 5 8 旧令第113条の2第1項第7号《電気冷蔵庫の製造業》に規定する電気冷蔵庫には、電気冷凍庫並びに冷凍ショーケース及び冷蔵ショーケースのうち、次に掲げる構造又は機能を有するもの以外のものを含むものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>自動販売機としての機能を併せもつもの</u> (2) <u>冷凍機を内蔵していないもの</u> (3) <u>エア・カーテン方式を採用しているいわゆるオープン型のもの</u> (4) <u>売場面積等に合わせて複数のキャビネットを組み合わせるいわゆるユニット形式の構造を有するもの</u> <p>(廃止) <u>(ルームクーラーの範囲)</u> 21 5 9 旧令第113条の2第1項第8号《ルームクーラーの製造業》に規定するルームクーラーとは、冷凍機を用いた室内冷房用の器具であって、ウインドタイプ、パッケージドタイプ又は簡易なセパレートタイプのもの(暖</p>

房用を兼ねたものを含み、製品として当初からダクトを設置する構造となっているものを除く。)をいう。

したがって、建物附属設備又は機械及び装置に該当する冷暖房設備、通風設備及び温湿度調整機等は、これに含まれない。

(廃止)

(製造業者として取り扱うブランドメーカー)

21 5 10 法人が他の者の製造に係る旧令第113条の2第1項各号(製品保証等引当金勘定を設定することができる製造業等の範囲)に掲げる製造業に係る完成品を買い取り、これを自己の商標により販売する場合には、当該法人はこれらの製品の製造業を営む者には該当しないのであるが、当該法人が製品の規格、性能、仕様等について当該他の者に指示し、その指示に基づいて製造させているなど当該法人が自ら製造していると同様の事情にある場合には、当該他の者が21 5 12の適用を受ける場合を除き、旧法第56条の2(製品保証等引当金)の規定の適用上、当該法人をこれらの製品の製造業を営む者として取り扱うことができる。

(廃止)

(連名による保証書の取扱い)

21 5 11 旧令第113条の2第2項第2号(製品保証等引当金勘定を設定することができる法人)に規定する「保証書」には、同条第1項各号(製造業の範囲)に掲げる製造業に係る製品の製造者が単独で発行している場合のほか、当該製造業者が当該製品の販売を行う者と連名で発行している場合のその保証書を含むものとする。

(廃止)

(他の者の名義で保証書を発行する場合)

21 5 12 法人が、旧令第113条の2第1項各号(製品保証等引当金勘定を設定することができる製造業の範囲)に掲げる物品に係る完成品を製造し、他の者を通じてこれを販売する場合において、同条第2項第2号(製品保証

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">(廃止)</p> <p style="text-align: right;">(廃止)</p>	<p><u>等引当金勘定を設定することができる法人》に規定する保証書は当該他の者が発行するが、当該他の者と当該法人との契約により、当該保証書に基づく補修を当該法人がその負担において行うこととしているときは、当該法人が実質的に当該保証書を発行しているものとして旧法第56条の2第1項《製品保証等引当金》の規定を適用することができるものとする。</u></p> <p><u>(補修費の範囲)</u></p> <p><u>21 5 13 法人が旧令第113条の2第2項各号《製品保証等引当金勘定を設定することができる法人》に規定する契約書又は保証書に定める補修以外の補修を無償で行った場合においても、当該補修は旧法第56条の2第1項《製品保証等引当金》に規定する補修には該当しないことに留意する。ただし、当該契約書又は保証書に定める補修と当該補修以外の無償の補修とを合わせて行った場合において、当該無償の補修に係る部分の全部又は一部を区分することが困難なときは、その区分することが困難な部分についても当該契約書又は保証書に定める補修であるものとして旧令第113条の3第2項《補修費の支出割合》の規定を適用することができるものとする。</u></p> <p><u>(他の者に補修費の一部を負担させている場合の収益の額の区分計算)</u></p> <p><u>21 5 14 建設業又は旧令第113条の2第1項各号《製品保証等引当金勘定を設定することができる製造業の範囲》に掲げる製造業を営む法人が、その請負又は製造に係る目的物の欠陥を他の者の負担により補修させることとしている場合には、当該請負又は製造に係る目的物のうち当該他の者の負担により補修させることとしているものの収益の額については、製品保証等引当金の対象とすることはできないことに留意する。ただし、次に掲げる場合には、次に掲げる金額を旧令第113条の3第1項又は第2項第1号《製品保証</u></p>

等引当金勘定への繰入限度額》に規定する収益の額の合計額に含めることができるものとする。

- (1) これらの法人が、下請業者等との契約に基づき、当該請負又は製造に係る目的物のうち当該下請業者等が請負又は製造をした部分の欠陥についてはその下請業者等の負担により補修させることとしている場合（当該下請業者等が21 5 12の適用を受ける場合を除く。）当該目的物に係る収益の額から当該下請業者等に支払う金額に相当する金額を控除した金額
- (2) 旧令第113条の2第1項各号に掲げる製造業を営む法人が、販売業者等との契約に基づき、当該販売業者等にその製造に係る目的物の欠陥の補修に要した費用の一部を負担させることとしている場合 当該目的物に係る収益の額から、当該収益の額にその契約に定める当該販売業者等の補修費の負担割合（特定の費目の補修費を販売業者等に負担させることとしている場合には、当該事業年度において当該目的物につき要した補修費の合計額に対する当該販売業者等が負担した金額の合計額の割合）を乗じて計算した金額を控除した金額

（廃止）

（補修費用の負担が実績に基づかない場合の不適用）

21 5 15 旧令第113条の2第1項《製品保証等引当金勘定を設定することができる製造業の範囲》に掲げる製造業を営む法人が、その製造に係る目的物の欠陥の補修を販売業者等に一任し、その補修費用に充てるため金銭又は物品の交付等をする場合であっても、その交付等が当該販売業者等からの補修実績による請求に基づかない次に掲げるような場合には、当該目的物は旧令第113条の3第1項かっこ書《製品保証等引当金勘定への繰入限度額》に規定する「自己の負担により補修すべきもの」には該当しないから、当該目的物に係る収益の額は、同項又は同条第2項に規定する収益の額の合計額に含まれないことに留意する。

- (1) 補修費用に充てるため取引高等に応じて金銭を交付する等単なる売上割

改 正 後	改 正 前
	<p><u>戻し等と認められる場合</u></p> <p>(2) <u>補修費用に充てるものとして補修部品等を製品に添加し又はその補修前にあらかじめ補修部品等を交付し、かつ、その精算を行わないため単なる添加物と認められる場合</u></p> <p>(3) <u>補修費用に充てるものとして目的物の仕切価額を切り下げる等単なる値引き等と認められる場合</u></p> <p>(廃 止) <u>(割戻しがある場合の請負又は製造に係る収益の額)</u></p> <p>21 5 16 <u>旧令第113条の3第1項又は第2項第1号《製品保証等引当金勘定への繰入限度額》に規定する目的物の請負又は製造に係る収益の額を計算する場合において、当該目的物の請負又は製造に係る対価の額につき当該事業年度において割戻しをした金額があるときは、これを控除する。</u></p> <p>(廃 止) <u>(延払基準を適用した場合の製品保証等引当金勘定への繰入れ等)</u></p> <p>21 5 17 <u>法人が長期割賦販売等に該当する工事（製造を含む。）の請負又は資産の譲渡に係る収益の額及び費用の額の計上につき延払基準を適用している場合には、その目的物の引渡しをした日の属する事業年度以後その賦払期間に係る各事業年度（旧令第113条の2第2項各号《製品保証等引当金勘定を設定することができる法人》に規定する契約書又は保証書に定める補修期間の末日を含む事業年度前の各事業年度に限る。）においてこれにつき製品保証等引当金勘定への繰入れを行うことができるものとする。この場合において、旧令第113条の3第1項及び第2項第1号《製品保証等引当金勘定への繰入限度額》に規定する目的物の請負又は製造に係る収益の額は、当該各事業年度において益金の額に算入した収益の額による。</u></p> <p><u>(注) 法人が延払基準の方法による経理につき目的物の引渡しをした日の属す</u></p>

る事業年度において当該請負又は譲渡に係る収益の額及び費用の額の全部を計上した上で未実現利益を繰り延べる方法によっている場合においても、当該事業年度においてその計上した請負又は譲渡に係る収益の額の全部を対象として製品保証等引当金勘定への繰入れをすることはできないことに留意する。

(廃止)

(工事進行基準を適用した場合の製品保証等引当金勘定への繰入れ等)

21 5 18 工事（製造を含む。以下21 5 18において同じ。）の請負に係る収益の額及び費用の額の計上につき工事進行基準を適用している法人が、その請負に係る製品保証等引当金勘定への繰入れを行う場合には、当該工事の請負に係る目的物の引渡しがあった日の属する事業年度においてその繰入れを行うものとする。この場合において、旧令第113条の3（製品保証等引当金勘定への繰入限度額）の規定の適用については、当該工事の請負に係る対価の額を同条第1項及び第2項第1号の目的物の請負又は製造に係る収益の額とすることができる。

二十 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い...平成10年改正法令による経過措置に係る取扱い)</u> 平成15年3月31日以前に開始した事業年度分の法人税については、この法令解釈通達による改正前の第21章の取扱いは、なお従前の例による。</p>	<p>(新設)</p>